

1 学校給食費について

学校給食費については、学校給食法第11条に規定されています。

学校給食の実施に必要な施設設備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担としています。

【関係法令】

○学校給食法（昭和29年6月3日法律第160号）－抜粋－
（経費の負担）

第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

○学校給食法施行令（昭和29年7月23日政令第212号）－抜粋－
（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

(2) 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

| 経費区分 | 負担区分 | 法的根拠 | 備考 |
|-------|----------|--------------------------------|---------------|
| 人件費 | 設置者 | 学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第1号 | |
| 施設設備費 | | 学校給食法第11条第1項 | |
| 修繕費 | | 学校給食法第11条第1項 同法施行令第2条第1項第2号 | |
| 光熱水費 | 設置者又は保護者 | 学校給食法第11条第2項 | 本市では 設置者負担 |
| 食材料費 | 保護者 | 学校給食法第11条第2項 | 学校給食費 |

2 久喜市の学校給食費について

本市の学校給食費（保護者負担分）は、合併当初、給食回数や主食（米飯・パン・麺）の提供回数等の違いにより、地区ごとに異なっておりましたが、合併調整方針で「合併後、2年以内に統一する」こととされていたことから、当審議会で検討を重ねた後、教育委員会での審議を経て、平成24年4月以降の学校給食費（保護者負担分）を下記のとおり統一しました。

本市では、学校給食費を平成24年度から据え置きながら、献立や食材の工夫を行い、賄材料費の節減を図りつつ、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努めてきましたが、昨今の食材価格の値上りや平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに対し、このような努力によっても現行の学校給食費での対応が困難となってきており、今後もこれまでと同様に安定的に給食を提供していくためには、学校給食費の見直しが必要となっています。

【現在の学校給食費】

| | 月 額 | 1食あたり |
|-----|--------|-------|
| 小学校 | 3,880円 | 231円 |
| 中学校 | 4,600円 | 279円 |

【小学校】

| 現 在 | | 統 一 前 | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|------|------|
| 給食費 | 給食回数 | 地区 | 給食費 | 比較 | 給食回数 | 比較 |
| 3,880円 | ※185回 | 久喜地区 | 4,000円 | △120円 | 185回 | 変更なし |
| | | 菖蒲地区 | 3,600円 | 280円 | 180回 | 5回 |
| | | 栗橋地区 | 3,700円 | 180円 | 182回 | 3回 |
| | | 鷲宮地区 | 3,700円 | 180円 | 183回 | 2回 |

※土曜授業の実施により平成27年度から188回

【中学校】

| 現 在 | | 統 一 前 | | | | |
|--------|-------|-------|--------|-------|------|-----|
| 給食費 | 給食回数 | 地区 | 給食費 | 比較 | 給食回数 | 比較 |
| 4,600円 | ※182回 | 久喜地区 | 4,750円 | △150円 | 185回 | △3回 |
| | | 菖蒲地区 | 4,200円 | 400円 | 178回 | 4回 |
| | | 栗橋地区 | 4,700円 | △100円 | 180回 | 2回 |
| | | 鷲宮地区 | 4,300円 | 300円 | 178回 | 4回 |

※土曜授業の実施により平成27年度から185回

3 食材価格について

現在の学校給食費は、下記の金額より積算したものです。

※月額、年額を11ヶ月（8月は夏休み）で割った金額です。

【小学校】

| 牛乳 | 主食 | 副食 | 1食単価 | 年額 | 月額 |
|--------|--------|---------|---------|------------|-----------|
| 46.05円 | 46.38円 | 138.54円 | 230.97円 | 42,729.45円 | 3,884.50円 |

※牛乳＋主食＝92.43円

【中学校】

| 牛乳 | 主食 | 副食 | 1食単価 | 年額 | 月額 |
|--------|--------|---------|---------|------------|-----------|
| 46.05円 | 61.00円 | 171.27円 | 278.32円 | 50,654.24円 | 4,604.93円 |

※牛乳＋主食＝107.05円

《牛乳・主食価格の変化》

「牛乳」「米飯」「パン」「麺」については、公益財団法人埼玉県学校給食会で定める県内統一価格となっています。これら牛乳や主食の価格も年々値上りしているのに加え、平成26年4月の消費税率引き上げの影響により、現行の給食費を積算した当時（平成23年度）とは価格が大幅に上昇しています。

【平成27年度の価格】 —小学校高学年ベース— ※「参考資料1」参照

牛乳（200cc） 51.57円

白飯（70g） 45.62円（参考：平成25年度 50.91円）

食パン（60g） 47.82円

地粉うどん（80g） 47.81円

※主食は、週あたり米飯3回、パン1回、麺1回で提供しています。

1週間の主食を白飯3回、食パン1回、うどん1回として積算すると、主食の平均価格は、46.50円となります。

【牛乳と主食の価格】

現行給食費積算価格 牛乳46.05円＋主食46.38円＝92.43円

平成27年度の価格 牛乳51.57円＋主食46.50円＝98.07円 差額 5.64円

《副食価格の変化》

現在、牛乳や主食の価格上昇分を副食（おかず）の減額で補っておりますが、副食で使う各食材も値上りが進んでおり、対応が難しくなっています。

※「参考資料1」参照